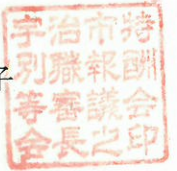


平成30年12月4日

宇治市長 山本 正 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

1. 平成30年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の人事院勧告等を踏まえ、年間3.35月分が妥当と考えるところです。

2. 退職手当について

市長、副市長及び教育長の退職手当については、据え置きが妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。（市長、副市長及び教育長については、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料月額削減措置があるものとして算定しています。）

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×12月+期末手当)

| 区分 | 改定後 | 現行 | 差額 |
|-----|------------|------------|---------|
| 議長 | 10,385,425 | 10,220,325 | 165,100 |
| 副議長 | 9,567,675 | 9,415,575 | 152,100 |
| 議員 | 8,749,925 | 8,610,825 | 139,100 |
| 市長 | 16,291,625 | 16,221,750 | 69,875 |
| 副市長 | 13,778,525 | 13,720,350 | 58,175 |
| 教育長 | 12,179,275 | 12,128,250 | 51,025 |

B 任期内の総収入（A×任期+退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

| 区分 | 任期 | 改定後 | 現行 | 差額 |
|-----|----|------------|------------|---------|
| 議長 | 4年 | 41,541,700 | 40,881,300 | 660,400 |
| 副議長 | | 38,270,700 | 37,662,300 | 608,400 |
| 議員 | | 34,999,700 | 34,443,300 | 556,400 |
| 市長 | | 81,936,500 | 81,657,000 | 279,500 |
| 副市長 | | 65,138,100 | 64,905,400 | 232,700 |
| 教育長 | 3年 | 41,836,575 | 41,683,500 | 153,075 |

C 任期1年あたりの総収入（B÷任期）

| 区分 | 改定後 | 現行 | 差額 |
|-----|------------|------------|---------|
| 議長 | 10,385,425 | 10,220,325 | 165,100 |
| 副議長 | 9,567,675 | 9,415,575 | 152,100 |
| 議員 | 8,749,925 | 8,610,825 | 139,100 |
| 市長 | 20,484,125 | 20,414,250 | 69,875 |
| 副市長 | 16,284,525 | 16,226,350 | 58,175 |
| 教育長 | 13,945,525 | 13,894,500 | 51,025 |

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、本市の財政状況や今後の見通し、宇治市公共施設等総合管理計画等の取り組みの状況等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況は、市税収入の減少や義務的経費の増加などにより、平成29年度決算における経常収支比率は、前年度から0.1ポイント増の98.9%となる高い数値となり、財政の硬直化が進行する厳しい状況です。

しかしながら、財政の健全化に向けては、市長のリーダーシップのもと、抜本的な事業見直し、職員の適正な定員管理や給与等の適正化、新たな歳入確保などの内容を含む財政健全化推進プランを推進されており、将来を見据えた持続可能な行財政運営の実現に努められているものと考えております。

まず、期末手当については、人事院勧告では、国の指定職について、期末手当の支給割合を0.05月引き上げて、年間3.35月とする勧告がなされました。本市の厳しい財政状況等を考えると必ずしも勧告等に準じるものではないという意見もあったところですが、以上のような議論を踏まえるとともに、本市のこれまでの改定状況や特別職が給料減額措置を実施されていること等も考慮して、人事院勧告等に準じた改定を行うことが適当であるとの結論に至りました。改定につきましては、平成30年度からの実施が適当であると判断いたしました。

なお、市議会議員の期末手当の支給割合について、昨年の本審議会においては、3.30月分が妥当とする意見具申をしたところですが、議会においては、3.15月分に据え置く判断をされました。このことについては、議員が身を切る姿勢を示されているものと受け止めておりますが、本審議会といたしましては、本市の市議会議員のあるべき期末手当の額として、特別職と同じ支給割合とすることが妥当であると判断したものです。

次に、特別職の退職手当については、指定職を含む国家公務員が本年1月1日より約3.8%引下げの改定を行っており、本市の一般職も本年4月1日から同様の引下げ改定を行っているところですが、本市特別職の退職手当は、類似団体や府内各市と比較しても低い水準であり、据え置きが適当と判断いたしました。